

川西市住宅耐震改修促進事業に係る補助金代理受領制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川西市住宅耐震改修促進事業実施要綱（平成31年川西市告示第65号。以下「要綱」という。）第6条の規定により補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が川西市から補助金の交付決定を受けて耐震改修工事等（以下「工事等」という。）を行う場合において、工事等に係る契約を締結する者（以下「工事等業者」という。）が、工事等の代金における補助金相当額を補助事業者に代わって、川西市から受領するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「代理受領制度」とは、工事等業者の同意のもと、補助事業者の意思に基づき、補助金交付決定額の全部を工事等業者が川西市から受領することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語の例による。

(対象)

第3条 代理受領制度の利用の対象は、次に掲げる費用に対する補助金とする。

- (1) 住宅耐震改修計画策定費
- (2) 住宅耐震改修工事費
- (3) 簡易耐震改修工事費
- (4) シェルター型工事費
- (5) 屋根軽量化工事費
- (6) 防災ベッド等設置費
- (7) 建替工事費

(代理受領制度の利用に関する届出)

第4条 補助金の代理受領制度を利用しようとする補助事業者は、代理受領制度利用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により、市長にその旨を届け出なければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する届出を行う場合は、あらかじめ工事等業者の同意を得なければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する届出を行う場合は、要綱第5条に規定する補助金の

交付申請と同時に、市長に届出書を提出しなければならない。

4 市長は、届出書を受理した場合は、その記載事項等に相違がないことを補助事業者を確認しなければならない。

5 市長は、届出書の内容について適当と認める場合は、代理受領制度利用届出確認通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、市長が不要と認めた場合は、この限りでない。

（取下げ届）

第5条 補助事業者は、届出書を取り下げようとする場合は、工事等が完了するまでに市長に代理受領制度利用取下げ届（様式第3号、以下「取下げ届」という。）を提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の取下げ届の提出について準用する。

（届出の内容変更等）

第6条 補助事業者は、届出書の内容に変更が生じる場合は、代理受領制度利用に関する変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の代理受領制度利用に関する変更届出書は、要綱第8条第1項第1号及び第2号に規定する変更に係る申請と同時に、市長に提出しなければならない。

3 第4条（第3項を除く。）の規定は、第1項の届出書の内容の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「代理受領制度利用届出確認通知書」とあるのは、「代理受領制度利用届出変更確認通知書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

（補助金等の交付）

第7条 補助事業者は、代理受領制度を利用して工事等の完了後に補助金等の請求をしようとする場合は、請求書に次に掲げる書類を添えて、要綱第11条の規定による実績報告と同時に、市長に提出しなければならない。

(1) 代理受領制度の利用に関する補助事業内訳説明書（様式第6号。以下「内訳説明書」という。）

(2) 内訳説明書の差引金額が支払われた工事代金の領収書

(3) 代理受領制度利用届出確認通知書又は代理受領制度利用届出変更確認通知書の写し

(4) 補助金等交付に係る受領者指定の依頼書（様式第7号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号の書類を受理し、その内容が適当と認められる場合は、補助事業者が指定した工事等業者に補助金の交付決定額の全部を支払うものとする。

(代理受領制度の利用の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合において、この要領に基づく手続はなかったものとみなす。

- (1) 市長が補助事業等の交付決定を取り消した場合
- (2) 市長が補助事業等の廃止及び中止を認めた場合
- (3) 第5条第1項に規定する取下げ届の提出があった場合

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の届出その他不正な行為があると判明した場合
- (2) 要綱又はこの要領に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

3 市長は、前項の規定により代理受領制度の利用を取り消した場合は、補助事業者に代理受領制度の利用の取り消し等通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。